

【申告書の書き方】

申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号を記入してください。

令和7年中収入のあったかた

【所得金額】 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得金額等を記入してください。

【所得の分類とその計算方法】 各項目の説明をよく読んで、所得金額を計算してください。

●事業所得 (営業等、農業) 自分で事業や農業を営んで得た所得で、**収入金額－必要経費**により計算します。
 注 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。

●不動産所得 土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、**収入金額－必要経費**により計算します。
 ※収入と必要経費の明細を申告書裏面に記入後、表面を記入してください。

☆専従者控除 あなたが事業を営んでいる場合、次に該当する専従者に支払う金額は専従者控除として収入金額から控除されます。
 要件 あなたと生計を一にする配偶者、15歳以上のその他の親族で専従した期間が1年を通じて6ヶ月以上である場合
 控除額 次の①と②のいずれか低い方の金額
 ①50万円 (配偶者の場合は86万円)
 ② (事業所得・不動産所得など) ÷ (専従者の数+1)

●配当所得 (総合課税) 株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、**収益分配金＝配当所得**となり、その他の所得は **収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金(利息)**により計算します。
 注 上場株式等の配当等 (大口株主等が支払いを受けるものを除く) を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。

●給与所得 サラリーマンなどが得る給料、ボーナスによる所得です。(表1参照)

(表1) 給与所得金額の計算

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額 (B)	給与所得の金額
1円～1,900,000円	650,000円	A－B
1,900,001円～3,600,000円	A×30%＋80,000円	
3,600,001円～6,600,000円	A×20%＋440,000円	
6,600,001円～8,500,000円	A×10%＋1,100,000円	
8,500,001円以上	1,950,000円	

●雑所得 上記の事業所得から給与所得までに当てはまらない所得で、公的年金等は**収入金額－公的年金等控除**により計算し、その他の**収入金額－必要経費**により計算します。
 注 遺族年金・障害年金については、課税の対象となります。(表2参照)

(表2) 公的年金等に係る雑所得金額の計算

年齢	公的年金等の収入金額の合計		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
	(A)		1,000万円以下		1,000万円超2,000万円以下		2,000万円超	
65歳未満	130万円未満	A	－	800,000円	A	－	500,000円	A
	130万円以上410万円未満	A×75%	－	275,000円	A×75%	－	175,000円	A
	410万円以上770万円未満	A×85%	－	685,000円	A×85%	－	585,000円	A
	770万円以上1,000万円未満	A×95%	－	1,655,000円	A×95%	－	1,555,000円	A
	1,000万円以上	A	－	1,955,000円	A	－	1,855,000円	A
65歳以上	330万円未満	A	－	1,000,000円	A	－	900,000円	A
	330万円以上410万円未満	A×75%	－	275,000円	A×75%	－	175,000円	A
	410万円以上770万円未満	A×85%	－	685,000円	A×85%	－	585,000円	A
	770万円以上1,000万円未満	A×95%	－	1,655,000円	A×95%	－	1,555,000円	A
	1,000万円以上	A	－	1,955,000円	A	－	1,855,000円	A

●譲渡所得 (総合課税) 土地や建物以外の財産を売ったとき **収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除)**でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2が課税の対象となります。

●一時所得 経費金など継続性のない一時的な所得 **収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除)**でその所得を計算し、更にその1/2が課税の対象となります。

(表3) 特定親族特別控除

親族等の合計所得金額	前親族等の特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

【所得控除】 (所得から差し引かれる金額)

☆基礎控除 (証明書、災害関連支出の領収書、保険金などで補てんされる金額がわかる書類が必要です。) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額。
 1 損失金額－保険金などで補てんされる金額 (総所得金額等の合計額×10%)
 2 災害関連支出の金額－5万円

令和8年度 町民税・府民税申告書

要 印

個人番号	氏名	住所
生年月日	職業	所得金額
所得金額	所得控除	所得税額

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	所得の金額	所得控除の金額	所得税額の計算
給与所得	1,900,000円	650,000円	1,250,000円
事業所得	1,000,000円	100,000円	900,000円
不動産所得	500,000円	50,000円	450,000円
雑所得	1,000,000円	100,000円	900,000円
合計	4,400,000円	800,000円	3,600,000円

(表4) 配偶者控除・配偶者特別控除

※控除有：控除対象の配偶者がいる場合。控除無：70歳以上の控除対象の配偶者がいる場合。

配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超

(表5) 基礎控除

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

☆医療費控除 (医療費控除の明細書が必要。) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、次の計算による金額。(限度額200万円)
 [支払った医療費－保険金などで補てんされる金額]
 － (総所得金額等の合計額×5%、または10万円との少ない方の金額)

☆セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) (医療費控除の明細書、健康診断・予防接種等の証明書が必要。) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象の医薬品の購入の対価を支払った場合、次の計算による金額。(限度額8万8000円)
 支払ったセルフメディケーション税制対象の医薬品の総額－1万2000円
 ※医療費控除との併用不可。
 ※セルフメディケーション税制の場合、④「医療費控除」欄の「特例」枠へ入れてください。

☆「医療費控除の明細書」について 氏名・医療機関ごとに金額を集計したものが「医療費控除の明細書」です。医療保険者から交付を受けた「医療費通知」を添付すると、明細の記入を一部省略できます。
 ※医療費通知とは医療保険者が発行する以下の事項が記載された書類をいいます。
 ①被保険者氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた施設、④療養を受けた医療機関
 ※被保険者が支払った医療費の額、⑤被保険者の名称
 平成29年度まで必要だった領収書は提出不要。自宅で5年間保管してください。

☆社会保険料控除 (領収書または証明書が必要です。)

☆小規模企業共済等掛金控除 (領収書が必要です。)

☆生命保険料控除 (控除証明書が必要です。) あなたや、あなたと生計を一にする親族を受取人とする一般生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払額から算出した控除額の合計額。(限度額7万円)
 ① 平成24年1月1日以前に締結した保険 ② 平成23年12月31日以前に締結した保険
 契約等(新契約)のみの場合 契約等(旧契約)のみの場合
 (一般生命・介護医療・個人年金、それぞれに適用) (一般生命・個人年金、それぞれに適用)

支払保険料の金額(A)	控 除 額	支払保険料の金額(B)	控 除 額
12,000円以下	(A)の全額	15,000円以下	(B)の全額
12,001円～32,000円	(A)×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	(B)×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	(A)×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	(B)×1/4+17,500円
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円

③ ①と②の両方の保険契約等に係る控除がある場合 新契約と旧契約の両方を契約されているかたは、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに
 (a) 新契約のみで申告
 (b) 旧契約のみで申告
 (c) 新契約と旧契約両方で申告の3通りのうちいずれかを選ぶことができます。
 (c)の場合の限度額は28,000円です。

☆地震保険料控除 (控除証明書が必要です。) あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額。
 ※旧長期損害保険とは保険契約期間が10年以上で満期戻金があり、かつ、平成18年12月31日までに契約したもので、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど。
 ※一つの損害保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。

ア. 地震保険料控除のみの場合
 …支払った地震保険料×1/2 (限度額25,000円)
 イ. 旧長期損害保険料のみの場合…下記②の金額
 ウ. 地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の両方のある場合
 …下記①+②の金額 (限度額25,000円)
 ①支払った地震保険料×1/2

② 支払った旧長期損害保険料<A>	控 除 額
5,000円以下	<A>の全額
5,001円～15,000円以下	<A>×1/2+2,500円
15,001円以上	一律10,000円

☆寡婦控除 (表6参照) 26万円 ☆配偶者控除 ☆配偶者特別控除 (表4参照)
 ☆ひとり親控除 (表6参照) 30万円 ☆扶養控除 一般 33万円
 ☆勤労学生控除 26万円 特定 45万円
 ☆障害者控除 普通 26万円 同居老親等 45万円
 特別 30万円 ☆特定親族特別控除 (表3参照)
 同居特別 53万円 ☆基礎控除 (表5参照)

(表6) 寡婦控除・ひとり親控除

【本人が女性】 (前年の合計所得金額500万円以下)

配偶関係	死別	離婚	未婚のひとり親
扶養親族が子	30万円 ※ひとり親控除	30万円 ※ひとり親控除	30万円 ※ひとり親控除
扶養親族が子以外	26万円 ※基礎控除	26万円 ※基礎控除	0円
扶養親族なし	26万円 ※基礎控除	0円	0円

【本人が男性】 (前年の合計所得金額500万円以下)

配偶関係	死別	離婚	未婚のひとり親
扶養親族が子	30万円 ※ひとり親控除	30万円 ※ひとり親控除	30万円 ※ひとり親控除
扶養親族が子以外	0円	0円	0円
扶養親族なし	0円	0円	0円

☆障害者控除（普通）	身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている人 身体障害者手帳が2級以下で定められている人等 身体障害者手帳3級以下・療育手帳3級等
	精神障害者保健福祉手帳2級以下等 精神障害者手帳1級以上2級・療育手帳A等 精神障害者保健福祉手帳1級等
（同席特別）	身体障害者手帳3級以上2級・療育手帳B等 精神障害者保健福祉手帳2級以下等
（同席特別）	身体障害者手帳3級以下でないうる配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している人 と死別・離婚後残っている人など、配偶者がいない人は、と死別・離婚後残っている人で介護受給者がいない人 いれども合併所得金額が500万円以内の人（6歳未満） 配偶者の有無や性別にかかわらず生計を一にする子（合併所得金額が58万円以内）を有し、合併所得金額が500万円以内のひとり親（6歳未満）
☆家族世帯控除	
☆ひとり親世帯控除	

前年の収入金額 必要経費 専従者控除額 社会保険料等	→	所得金額 所得控除額 基礎控除額 配偶者控除額 扶養控除額 特定扶養控除額 障害者控除額 高齢者控除額 ひとり親控除額 勤労者控除額 学生控除額 生命保険料控除額 地震保険料控除額 社会保険料控除額 住宅ローン控除額 医療費控除額
-------------------------------------	---	--

課税総所得金額	町民税	府民税
	税率	税率
一律	6%	4%

- | 所得控除の種類 | | 所得控除金額 | 寄附金控除金額 | 人損控除の差 |
|---------|--|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 障害者控除 | 普通障害者 | 27万円 | 26万円 | 1万円 |
| | 特定障害者 | 40万円 | 30万円 | 10万円 |
| | 国民皆保険者 | 75万円 | 53万円 | 22万円 |
| 寡婦控除 | | 27万円 | 26万円 | 1万円 |
| ひとり親控除 | | 35万円 | 30万円 | 5万円 |
| 勤労学生控除 | | 27万円 | 26万円 | 1万円 |
| 配偶者控除 | 一般配偶者 | 38万円 | 33万円 | 5万円 |
| | 老人配偶者 | 48万円 | 38万円 | 10万円 |
| | 一般配偶者 | 26万円 | 22万円 | 4万円 |
| | 老人配偶者 | 32万円 | 26万円 | 6万円 |
| | 所得950万円以下
所得950万円以下
所得950万円以下
所得1,000万円以下 | 一般配偶者
老人配偶者
一般配偶者
老人配偶者 | 13万円
11万円
11万円
16万円 | 11万円
11万円
11万円
13万円 |
| 扶養控除 | 一般扶養 | 38万円 | 33万円 | 5万円 |
| | 特定扶養 | 63万円 | 45万円 | 18万円 |
| | 老人扶養 | 48万円 | 38万円 | 10万円 |
| | 国民皆保険者 | 58万円 | 45万円 | 13万円 |

◇特例控除額(ふるさと納税)
都道府県・市区町村に対する寄附の場合は、2,000円を超える部分について、上記控除額に特例控除額が加算されます。
市町・地区民所得額の20%を限度とします。

$$\text{所得割の税率} \times \text{算出所得割額} = \text{調整控除額} - \text{配当控除額} - \text{外国出資法人の所得割額} - \text{配当控除額} + \text{均等割額} = \text{町府税割十割額}$$

区		分	町 民 税	府 民 税
課税短期譲渡所得金額	一般分 軽減分		5.4%	3.6%
			3.0%	2.0%
課税長期譲渡所得金額	一般分		3.0%	2.0%
	特定分	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える	3.0%	2.0%
	軽減分	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円を超える	3.0%	2.0%
	株式等に係る 譲渡所得金額	一般株式等		3.0%
上場株式等			3.0%	2.0%
上場株式等の配当金			3.0%	2.0%
先物取引			3.0%	2.0%

町民税	3,000円	府民税	1,300円
-----	--------	-----	--------

森林環境税（国税） 1,000円 令和6年度より課税

事業を営んでいるか、どうかで該当する項目がある場合には必ず事業に記入してください。
なお、次のアから該当する場合は、1. 事業所別所得の①の欄に該当する番号と所得
金額を記入してください。事業所別所得に該当しない場合は事業所がある場合②
2. 施設内所得の事業所等①の欄の③にチェックしてください。
③ 施設内の事業を営んでいる場合は、そのうち次の事業より上る所得がある場合
1 営業業(小売業に付随して行われるものを除きます) 2 荷役製造業
3 倉庫業(小売業に付随する荷役の事業を除きます) 4 運送業(小売業に付随する事業(四角の
丸)を失った場合、または運送の収入以外のものを除きます) 5 娯楽事業
イ 次の事業に該当する場合は④
6 採掘 7 鉱物採掘事業 8 社会公益的採掘事業
9 採掘以外の事業(外資に該当するものを除きます)
10 建設業(建設法第22条の2に定めるものの外)の行為(建築師法第3条等に該当しないもの
を含む)は、税務事務所へ記入してください。
南内内税務事務所 TEL 0721-28-1131

申告書裏面の「17」の収入(所得)のなかった人の欄に生活状況を記入してください。

◎所得に関する証明は、申告をした市町村で発行されます。

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

つくお電話番号を記載してください。

1. 町民税・市民税申告書
2. 個人番号(マイナンバー)がわかる書類
○マイナンバーカード、通知カードなど(扶養家族の分を含む)
3. 本人確認ができる書類
○運転免許証、マイナンバーカードなど
4. 令和7年中の収入(所得)がわかる書類
○給与所得のかた
…源泉徴収票、雇主の支払証明書、給与明細書等
○公的年金等の所得のかた
…公的年金等の源泉徴収票
○事業所得のかた
…収入と経費のわかる帳簿等
○その他
…生命保険の一時金、損害保険の満期返金などの
証明書
5. 令和7年中の支払いがわかる証明書、領収書
○社会保険料(国民健康保険料・国民年金保険料・
介護保険料・後期高齢者医療保険料等)の証明
書、領収書
○医療費控除の証明書
○生命保険料(一般生命・介護医療・個人年金)、地産
保険料(田舎長期損害保険も含む)の控除証明書
○寄附金の証明書
○災害関連支出の領収書、保険金等で補てんされる
金額がわかる書類

お問い合わせおよび申告書提出先
〒583-8580 南河内郡 太子町大字山田88番地 太子町役場 政策総務部 税務課 電話 0721-98-5517(直通)

[申告書の書き方へ](#)